平成２４年（フ）第２５号
北海道上川郡和寒町字三笠95番地
債務者　小林　　大
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第３８５号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1654番地17
債務者　渡部　京子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６８４号
埼玉県越谷市砂原873、住民票上の住所埼玉県越谷市大字平方1378番地15
債務者　松田　義則
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８８号
埼玉県越谷市宮本町４丁目17番地10、旧住所千葉県習志野市本大久保３丁目17番７号
債務者　渡邊　龍輝
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
埼玉県草加市中央２丁目８番８―502号
債務者　福地　　司（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
相模原市緑区相原２丁目１番８号　サニーヒル相原Ｆ－２
債務者　石坂　　勤
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５８１号
札幌市白石区平和通16丁目北９番16号　コーポ平和５号
債務者　首藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４１号
札幌市西区発寒６条７丁目４番24号
債務者　山田　範之
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４２号
札幌市西区発寒６条７丁目４番24号
債務者　山田スエ子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７０３号
札幌市豊平区西岡５条１丁目14番６号　紫マンション101号
債務者　安部　恒一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１８号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目４番10―202号
債務者　中鉢　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９４号
札幌市西区西町北５丁目６番15―703号
債務者　久原　正敏
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
岩手県奥州市水沢区太日通り１丁目１番２号　水沢ステーションアベニューＡ棟101号室
債務者　桜庭　幸一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６１号
岩手県奥州市水沢区台町３番19号　遠藤団地貸家２号棟
債務者　菅原　有加
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第５１号
秋田県大館市字桜町７番地、前住所秋田県大館市字池内道上19番地70
債務者　松橋ミヨ子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第８１５号
埼玉県川越市大字的場1151番地７
債務者　山崎　　恵（旧姓増和）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８１６号
神奈川県相模原市緑区又野21番地９　ハイツ愛花夢102
債務者　増和　英明
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部